

今月からシリーズで

子育て支援のサービスを紹介します。

鹿屋市では、子供の保育、子育てに関する相談や情報提供など、市内の各施設や専門家が連携を図りながら、子育てを支援しています。また、児童手当や医療費助成など、子供の年齢や家庭の状況等に応じて経済的支援も行っています。

そこで、今月号から鹿屋市の子育て支援のサービスをシリーズで紹介します。

かのや 子育てガイド

病児保育

保育所等に入所中の児童が病気のため集団保育が困難であり、かつ、保護者がやむを得ない事由により家庭での育児が困難な状況にある場合、一時的に児童を預かり保育します。



看護師や保育士等が、広々とした保育室で病気の児童を保育します。



ぼうそう 水疱瘡などの場合は、専用の部屋(観察室)で保育します。

対象児童

左記の状態にある保育所・幼稚園・自宅等で保育している児童及び小学校低学年までの児童。病気のため集団保育が困難な状態である児童。
保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など、社会的にやむを得ない事由により、家庭での育児が困難な状態にある児童。

一日の利用料金

生活保護法による被保護世帯 …… 無料
市民税非課税世帯（及びその区分を除く） …… 無料
市民税課税世帯（及びその区分を除く） …… 1,000円
所得税課税世帯 …… 2,000円
申し出がない場合は、区分になりません。に該当する人は、申出内容の証明書

利用方法

を提出してください。ただし、保育所入所時に提出している人は必要ありません。（所得税は平成17年分、市民税は平成17年度分が必要です）
給食費や医療費は含まれていません。

利用を希望する人は、事前に登録（無料）が必要です。子育て支援課（番窓口）、又は総合支所健康福祉課窓口で登録申請をしてください。（印鑑が必要）

なお、利用時には実施施設に予約を取り、「利用申込書」及び「医師連絡票」を実施施設に提出してください。ただし、定員の関係や児童の病状等により利用できない場合もあります。
平成17年度に登録した人も、平成18年度は再度登録が必要です。

利用時間

（月～金曜日）
午前8時～午後6時
（土曜日）
午前8時～正午

実施施設

「森のくまさん家」（まつだこどもクリニック併設）
西原2丁目35番3号
0994 52 0506



「森のくまさん家」

【問い合わせ】

子育て支援課
0994 31 1134